

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 5 月13日

【会社名】 三井金属鉱業株式会社

【英訳名】 Mitsui Mining and Smelting Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 納 武士

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目11番 1 号

【電話番号】 0 3 5 4 3 7 8 0 3 1

【事務連絡者氏名】 経理部会計担当部長 黒田 啓市

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目11番 1 号

【電話番号】 0 3 5 4 3 7 8 0 3 1

【事務連絡者氏名】 経理部会計担当部長 黒田 啓市

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象並びに当社の特定子会社の異動が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

1. 当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく報告）

（1）当該事象の発生年月日

2025年5月13日（取締役会決議日）

（2）当該事象の内容

2025年5月13日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である三井金属アクト株式会社の全株式を譲渡することを内容とする株式譲渡契約を締結することについて決議し、同日付けで株式譲渡契約を締結いたしました。本株式譲渡の実行は、2025年10月から12月を予定しております。

（3）当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2026年3月期の連結財務諸表において、下記のとおり関係会社株式売却損を特別損失として計上する予定であります。

（連結財務諸表）

関係会社株式売却損 約197億円

2. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

（1）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：MITSUI KINZOKU ACT MEXICANA, S.A. de C.V.

住所：Av. Paseo de Las Colinas 207, Parque Industrial y de Negocios, Las Colinas, Silao,  
Guanajuato 36290 Mexico

代表者の氏名：鎌田 泰司

資本金：735,861千メキシコペソ

事業の内容：ドアロックをはじめとする自動車用機能部品の製造及び販売

（2）当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：73,586,161個（うち間接所有分73,586,161個）

異動後：-

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%（うち間接所有分100%）

異動後：-

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

2025年5月13日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である三井金属アクト株式会社の全株式を譲渡することを内容とする株式譲渡契約を締結することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

本株式譲渡の実行に伴い、三井金属アクト株式会社の子会社であるMITSUI KINZOKU ACT MEXICANA, S.A. de C.V.は、当社の特定子会社に該当しないこととなります。

異動の年月日：2025年5月13日（株式譲渡契約締結日）

2025年10月～12月（株式譲渡実行予定日）